

## 制度改正 情報

## 中小企業診断士 2026年度版 最速合格のためのスピードテキスト 7 中小企業経営・中小企業政策

11897

本書において下記のとおり、制度改正による変更箇所がございます。  
恐れ入りますが、ご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

| 教材／ページ・行  | 改正前   | 改正後   |
|---|---|---|
| P226<br>図表 2-2-3 の下の文章                          | ※いずれの制度も、貸付期間は設備資金 <u>15</u> 年以内、運転資金 <u>8</u> 年以内～                                   | ※いずれの制度も、貸付期間は設備資金 <u>20</u> 年以内、運転資金 <u>10</u> 年以内～                  |
| P226<br>図表 2-2-4 内の「貸付期間」                       | 運転資金 <u>7</u> 年以内～  | 運転資金 <u>10</u> 年以内～   |
| P232<br>③▶少額減価償却資産の特例<br>1 行目                   | 取得価額が <u>30</u> 万円未満の減価償却資産を～   | 取得価額が <u>40</u> 万円未満の減価償却資産を～   |
| P232<br>③▶少額減価償却資産の特例<br>2～3 行目                 | ～（令和 <u>8</u> 年 3 月 31 日までの時限措置。ただし、 <u>2</u> 年間の延長要望が出されている）。                        | ～（令和 <u>11</u> 年 3 月 31 日までの時限措置）。                                    |
| P232<br>③▶少額減価償却資産の特例<br>①対象（原則）<br>1～2 行目      | ～または常時使用する従業員の数が <u>500</u> 人以下の個人等   | ～または常時使用する従業員の数が <u>400</u> 人以下の個人等                                   |
| P232<br>③▶少額減価償却資産の特例<br>②用途・対象物<br>1 行目        | 取得価額が <u>30</u> 万円未満の減価償却資産～  | 取得価額が <u>40</u> 万円未満の減価償却資産～  |
| P233<br>⑤▶中小企業向け賃上げ促進税制<br>②制度概要<br>3～4 行目      | ～また、教育訓練費の額を前年度と比べて 5%以上増加させた等の場合、税額控除率をさらに 10%上乗せできる。                                | ※全文を削除してください。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されました。                                   |
| P233～234<br>設例                                  | ※全文を削除してください。制度改正により正解肢がなくなりました。  |   |
| P249<br>①▶中小企業省力化投資補助事業<br>①対象<カタログ注文型><br>4 行目 | ～事業所内最低賃金年額 <u>45</u> 円以上の賃上げ～  | ～事業所内最低賃金 <u>3.0%</u> 以上の賃上げ～   |
| P250<br>③▶中小企業新事業進出促進事業（補助金）                    | ※全文を削除してください。中小企業新事業進出促進事業（補助金）は、ものづくり補助金（P255～256）と統合されました。                          |   |
| P253<br>④▶IT化支援<br>①のタイトル                       | IT 導入補助金（サービス等生産性向上 IT 導入支援事業）  | デジタル化・AI 導入補助金（中小企業デジタル化・AI 導入支援事業）                                   |
| P255～256<br>⑤▶ものづくり補助金                          | ※全文を削除してください。ものづくり補助金は、中小企業新事業進出促進事業（補助金）（P250）と統合されました。                              |   |
| P256<br>設例                                      | ※全文を削除してください。制度改正により本問は「参考問題」になります。   |   |
| P277<br>②▶法人版事業承継税制の特例措置<br>1 行目～P278 の 1 行目    | ～令和 <u>8</u> 年（ <u>2026</u> 年） <u>3</u> 月 <u>31</u> 日まで（期間の延長要望が出されている）に経営承継円滑化法に基づく～ | ～令和 <u>9</u> 年（ <u>2027</u> 年） <u>9</u> 月 <u>30</u> 日までに経営承継円滑化法に基づく～ |

|                              |   |                                    |
|------------------------------|---|------------------------------------|
| P278<br>③個人版事業承継税制<br>3~4 行目 | ~令和8年(2026年)3月31日まで(期間の延長要望が出されている)に経営承継円滑化法に基づく~ | ~令和10年(2028年)9月30日までに経営承継円滑化法に基づく~ |
|------------------------------|---|------------------------------------|

以上